

特許ニュース

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和7年
(2025年) 12月 5日 (金)

No. 16520 1部377円 (税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

- ☆世界の訴訟差止命令 (ASI)
第4回 フランス (1)

☆日本弁理士会著作権委員会 研究レポート No.61 (10)

☆オンライン知的財産セミナー《新春知財セミナー》
(知的財産分野の悩ましい問題について) (11)

☆つながる特許庁2025 (12)

世界の訴訟差止命令 (ASI)

第4回 フランス

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

訴訟差止命令（英語では「Anti-Suit Injunction」、英語略称は「ASI」、中国語では「禁訴令」）とは、契約に専属的合意管轄条項・仲裁条項がある場合や、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟の場合において、一方当事者による外国裁判所での提訴等を禁止するという差止命令をいう。また、一国の裁判所が下した「Anti-Suit Injunction」

への対抗手段として、「Anti-Suit Injunction」を受けた当事者が、自国の裁判所でそれを差し止めるために「Anti-Anti-Suit Injunction」(AASI) を申請したり、既に下された他国の裁判所の判決の執行を自国で差し止めるために「執行差止命令」(Anti-Enforcement Injunction, AEI) を申請したりすることがある。

近時、欧米や中国等における標準必須特許（英語では「Standard-Essential Patent」、英語略称は

オフィス、官公庁の中心街、霞が関にゆったりとした会議室があります。



最寄駅

虎ノ門 (地下鉄 銀座線 徒歩5分)

出口5番・出口11番

霞ヶ関 (地下鉄 徒歩7分) 出口 A13

池袋山王 (地下鉄 徒歩8分) 出口8

会議室についての申し込み、お問い合わせ先：

03-3581-1634 (代表)

E-mail : shoko-on@jade.dti.ne.jp

<https://shokokaikan.or.jp/>

一般財団法人 商工会館

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2